

まん延防止等重点措置の実施終了に伴う市民の皆様へのお願い

令和4年3月22日  
飯 能 市

埼玉県に対する新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が令和4年3月21日をもって、終了となりました。3月22日以降、感染の再拡大を防ぎ、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくため、以下のとおり協力をお願いします。

なお、期間については、当面の間とします。

また、イベント等の開催基準については、国、埼玉県の基準を準拠することとします。

## 1 市民への要請

- 感染に不安を感じる場合
  - ・ 感染に不安を感じる無症状者については、ワクチン接種済者を含め、検査を受けてください。
- 外出・移動
  - ・ 帰省や旅行等、県境をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策（「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等）を確保するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えてください。
  - ・ 体調がすぐれない場合は、外出（飲食店の利用やイベントへの参加等）を控えてください。
- 飲食店の利用
  - ・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設等、特に、飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」認証店をご利用ください。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策
  - ・ 飲食は、なるべく長時間を避け、大声を出さないようにしてください。
  - ・ 会話をする際にはマスクの着用を徹底すること。
  - ・ 感染リスクの高い場面・場所への外出は避けること。
  - ・ 家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行うこと。
  - ・ 子どもの感染防止対策を徹底すること。
  - ・ 高齢者や基礎疾患のある者は、いつも合う人と少人数で会うこと。

## 2 イベントの開催基準（国、埼玉県に準拠）

|      |           | 施設の収容定員   |                |            |
|------|-----------|-----------|----------------|------------|
|      |           | 5,000 人以下 | 5,001～10,000 人 | 10,001 人以上 |
| 大声なし | 安全計画の策定あり |           | 収容定員まで         |            |
|      | 安全計画の策定なし | 収容定員まで    | 5,000 人まで      | 収容定員の半分まで  |
| 大声あり |           | 収容定員の半分まで |                |            |